

高島屋史料館 TOKYO 企画展 Vol.1 「日本橋高島屋と村野藤吾」

セミナー 1

# 日本橋高島屋 重要文化財への道程

**後藤 治**（歴史的建造物の保存修復・工学院大学理事長）

対談＝**後藤 治**×**松隈 洋**（建築史家・京都工芸繊維大学美術工芸資料館教授）

[日時] 2019年3月16日（土）14:00～15:30

[会場] 高島屋史料館 TOKYO 5階旧貴賓室

かつて文化庁で、国の登録文化財、重要文化財の枠組みをつくってきた後藤治氏。日本橋高島屋の建築調査を行い、重要文化財指定に結びつけた立役者です。日本橋高島屋が重要文化財へ指定されるまでのいきさつを語りつつ、建築文化財は保存だけではなく活用も大切であることを解説します。戦後建築の保存の難しさと重要性が見えてきました。



後藤 治（ごとう おさむ）／工学院大学理事長

1960年東京都生まれ。1988年東京大学大学院工学系研究科建築学専攻博士課程中退、その後文化庁に入庁。1988-1995年に同庁文化財保護部建造物課文部技官、1995-1999年には文化財調査官（調査部門）を務める。1999-2005年に工学院大学工学部建築都市デザイン学科助教授を経て、2011年に同大学建築学部建築デザイン学科教授、常務理事、2017年には理事長に就任。専門分野は日本建築史および歴史的建造物の保存修復。主な著書に『水と生きる建築土木遺産』（共著、彰国社、2016年）、『論より実践——建築修復学』（共立出版、2019年）などがある。

## 重要文化財に指定された日本橋高島屋



近代建築が重要文化財に指定され始めたのは明治になってから 100 年後、つまり 1967 (昭和 42) 年ごろです。すでに明治の洋風建築は調べられていたんですが、そのころにブームになり多くの建築が重文指定になりました。たとえば松本の〈開智学校〉や札幌の〈豊平館〉、鹿児島島の〈集成館機械工場〉、鶴岡の〈西田川郡役所〉など。明治の建築は昭和 40 年代に文化財に指定され始めたものの、大正・昭和建築にはなかなか踏み込めず、1985 (昭和 60) 年ごろには指定が停滞してしまいました。正確に言えば大正には踏み込んでいましたが、それでも大正の建築を文化財にするというのは、当時大騒ぎが起こるようなことで、ましてや昭和の建築はとても重要文化財になれないという、そんな時代でした。



1. 立石清重〈開智学校〉1876 年、長野県松本市 [提供: 後藤治]
2. 安達喜幸〈豊平館〉1880 年、北海道札幌市 [提供: 同上]
3. 〈集成館機械工場〉1865 年、鹿児島県鹿児島市 [提供: 同上]
4. 高橋兼吉、石井竹次郎〈西田川郡役所〉1887 年、山形県鶴岡市 [提供: 同上]

しかし、私が文化庁に入った 1988 (昭和 63) 年から平成の初頭くらいに新しい動きが出ます。近代の重要文化財指定は洋風建築が中心でしたが、それだけでは視点が足りないということで、まず 1990 (平成 2) 年に産業、交通、土木などを評価するための全国調査として近代化遺産総合調査が始まり、1992 (平成 4) 年には近代和風建築総合調査が始まりました。時代も大正、昭和に踏み込むようになります。

〈明治生命館〉は昭和の建築が重要文化財になった第一号です。実は私はこの指定を担当しました。他に近代化遺産として指定されたものは、長野にある〈読書 (よみかき) 発電所〉、〈富岡製糸場〉、〈万田坑〉という世界遺産・三池炭坑の施設。四日市の〈潮吹き防波堤〉というマニアックなものも重要文化財になっています。近代和風の典型として重要文化財の指定となったのは、みなさんご存知の〈道後温泉〉の本館です。こういうものが平成になるまで文化財として全く評価されてこなかったということ、ぜひみなさんには知っていただきたいです。



1. 岡田信一郎〈明治生命館〉1934年、東京都千代田区 [提供：後藤治]
2. 〈読書発電所〉1923年、長野県木曾郡南木曾町 [提供：同上]
3. エドモン・オーギュスト・バスチャン〈富岡製糸場〉1872年、群馬県富岡市 [提供：同上]
4. 〈三池炭鉱万田坑〉福岡県大牟田市・熊本県荒尾市 [提供：同上]
5. 〈潮吹き防波堤〉1894年、三重県四日市市 [提供：同上]
6. 坂本又八郎〈道後温泉本館〉1894年、愛媛県松山市 [提供：同上]





文化庁に在職中、大正・昭和の近代の建物を積極的に重要文化財に指定するために、指定の基準の改正に携わりました。1975（昭和50）年改正の旧基準では、文化財の対象を「建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（棟梁、石塔、鳥居等）そして厨子、仏壇」としていて、古い社寺建築で桃山以前くらいのものであるというのが念頭にありました。それを1996（平成8）年にがらっと変えて、「建築物、土木構造物及びその他工作物で、かつ各時代または類型の典型となるもの」としたのです。土木、橋、ダムなどの対象も明文化して、社寺色を消しました。「時代や類型の典型」を文言に入れたのは、近代の事例は数が多すぎて、数を絞り込もうとしたためです。

重要文化財指定基準の改正（平成8年2月9日）

改正前／昭和50年11月改正

建築物（社寺、城郭、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁、石塔、鳥居等）の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇等で建築的技法になるものうち次の各号の（一）に該当するもの

- （一）意匠的に優秀なもの
- （二）技術的に優秀なもの
- （三）歴史的価値の高いもの
- （四）学術的価値の高いもの
- （五）流派的又は地方的特色において顕著なもの

改正後／平成8年2月改正

建築物、土木構造物及びその他工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は累計の典型となるもの

（一）～（五）の各号同上

江戸時代以前の建築中心の工芸的な志向から近代の重視、土木構造物の重視へ

この指定基準では〈日本橋高島屋〉は近代百貨店建築の代表例ということになります。百貨店建築の代表は〈日本橋三越本店〉と日本橋高島屋です。大正から昭和初期という近代建築の黎明期に百貨店建築が生まれます。三越は大きな吹抜けが特徴で、吹抜け型の典型。高島屋のほうは設計者の高橋貞太郎の記録によると「吹抜けは危険なので二層くらいが精一杯」とあります。三越と高島屋の間では建築計画学のなかでの違いがあるのです。「頻繁に増改築されるのが百貨店。でも高島屋は保存状況が抜群」という話を聞いたことがあります。実際調べたらい

日本橋高島屋の評価（1）

●近代の百貨店建築の代表例である

百貨店建築の特徴・・・増築

日本橋高島屋の設計者

当初部分→高橋貞太郎  
増築部分→村野藤吾

●建築家の代表作である

→流派的特色において顕著なもの  
(+学術的価値、意匠的に優秀なもの)

○保存状況の良さ

→当初部分の残存状況が抜群であった

日本橋高島屋の評価（2）

●調査によって検証された価値

／建設時から現在までの履歴と変遷

→成果の公開（修理工事報告書）

日本建築学会での発表

□類型との比較

・百貨店建築における他店との比較  
三越日本橋、大丸心齋橋、  
大阪高島屋東別館 他

・高橋貞太郎作品、  
村野藤吾作品における位置づけ

□保存・活用の見通し

ろいろと改造はあるものの大事なところはほとんど手がつかずに残っていました。一般的に増築部分は手が抜かれることが多いのですが、高島屋では村野藤吾という著名な建築家が増築したおかげで、オリジナルも増築部も両方が優秀。屋上に遊びの施設がつくれますが、それが残っていることも特筆すべきことです。ちなみに建築家の代表作であることも重要文化財の理由になります。先ほどの基準では「流派的特色において顕著なもの」に該当します。これはもともと大工の流派を念頭につくった文言でした。日本橋高島屋は高橋貞太郎のなかでは戦後の〈帝国ホテル〉に並ぶ代表作の一つです。しかし指定される当時は百貨店建築の代表例で、保存状況が抜群に良かったという、この二つが圧倒的に重要文化財の指定理由に貢献しました。

## 近現代建築は使いながら 遺していくべき文化財

文化財の価値が認められるには、学術的な調査をして、価値が検証されることが大事です。報告書をつくって日本建築学会などいろいろな場所に公表することで文化庁に認められ、文化財の指定につながります。私は日本橋高島屋の文化財としての学術調査を行ってきました。その際大切な作業の一つに、ライバル調査があります。当時はヴォーリズの〈大丸心齋橋〉や同じ高島屋の東別館など、他にも北は北海道から南は鹿児島まで全国を巡りました。調査の結果やはり改築が多くて、オリジナルの残存程度は日本橋高島屋が圧倒的でした。また、重要文化財になるためには将来的に長期に残せるという見通しがなければいけません。今回、リニューアル時にも建物を残していこうと決断をしたことは大きな意義があります。同時に百貨店として使いながら残していく必要があります。文化財に指定されることで改装できなくなってしまうはなりません。現役で施設利用をしながら残していく方法の確立が、平成の始めくらいから文化庁の大きな課題でした。その後私は1999（平成11）年に文化庁を辞めて工学院大学に移ってしまいましたが、その

### 近代の文化遺産（建造物）の特徴

- 現役の施設として使用されているものが多い  
民間の所有、国等の公的機関の所有など、所有形態も多様  
→ **保存に対する理解を得る必要がある**
- 大規模で使えなくなった施設については  
→ **機能の転用によって、現役の施設として利用し続けることが必要**

→ 現役の施設の利用・施設としての転用 = **性能の確保と保存との調整が必要**  
→ 所有者・管理者がどう保存していくのか？  
方法を確立していく必要がある

#### 様々な方策の検討

重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針／文化庁／平成11年  
重要文化財（建造物）耐震診断指針／文化庁／平成13年  
公共建築物の保存・活用ガイドライン／国土交通省・文化庁／平成14年  
歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン／国土交通省・文化庁／平成15年

**増加傾向にある企業所有の重要文化財（カッコ内は指定年）**

○東京都 明治生命館（1997年）、三井本館（1998年）、 東京駅本屋（2003年）、高島屋日本橋店（2009年）、 三越日本橋本店（2016年）	○神奈川県 ドッグヤードガーデン（1997年）、 萬翠楼福住（2002年）
---	---

ころ文化庁では保存活用計画、耐震指針、公共建築の保存活用ガイドライン策定など、使いながら残していくやり方についていろいろな解法を提案、検討していたのです。当時文化庁の若い職員が集まって意識したのは、民間企業の建物や他の省庁の所管のものを文化財指定することでした。現役で稼働しているものを残すという動きが日本の各地で生まれつつありますが、そのルーツはだいたいこの時期にあると言えます。

文化財保護法では「保護」の定義は「保存」と「活用」と書かれています。保存と活用を両方進めないといけないということ。では「活用」は何をしなければならぬのか？ 条文を読み進めても活用とは公開することとしか書かれていません。しかし建物の場合公開すればいいのではなく、何らかの機能をもっていないと残らない。それを明文化していないのは問題です。建造物は不動産。不動産は使わなかったら資産価値が落ちて、使うと価値が上がるものです。そういう意味でもしっかり利用を活発化するということが大事ですが、文化庁の担当者はこういうことをちゃんと認識しながらやっています。「個性を活かし魅力を引き出す、活用は公開だけではなくて、使い続けることによって新しい価値が創出される」ということや、「住民参加で進めていくこと」に関するパンフレットがつけられ、最近やっと周囲にも認識がされるようになりました。

最近の文化庁関連の政策を紹介しておく、私が座長を務めていた「近現代建造物の保存と活用に関する協力者会議」というのがあります。2018（平成30）年に報告書がまとめられました。また、戦後の建物が文化財になる時代になってきましたから、「近現代建造物緊急重点調査」が行われていて、神奈川と奈良はもう終わっており、静岡、鹿児島は現在進行中です。最近、〈旧奈良監獄〉が重要文化財に指定され、ホテルになることがニュースになっていますが、このように国が自ら活用を進める例もあります。

実はその20年以上も前の1995（平成7）年に「近代の文化遺産の保存と活用について」という報告書を私を含めた文化庁の役人でまとめていました。所有者・管理者に配慮して、安全性や利便性も確保しながら、修理・改修を進めること。残す部分に対して柔軟な対応をし、部分保存や記録保存も視野に入れ、使いながら残す方法を確立しなければいけない、ということを示しています。20年後の

**近年の文化庁関係の動向**

- 近現代建造物の保存と活用のあり方に関する協力者会議（2016年11月～2018年3月）  
→報告書「近現代建造物の保存と活用の在り方」2018年7月
- 近代建造物緊急重点調査（2015年10月～）  
調査実施済み地域／神奈川県、奈良県、静岡県、鹿児島県
- 旧奈良監獄（奈良少年刑務所）を重要文化財指定  
→コンセッション方式を活用してホテルに転用  
→2017年5月26日 事業者決定の発表

報告書もあまり変わっていないのが悲しいところですが。

我々がその提案のあと何をやっていたのかというと、〈三井本館〉や〈東京駅〉、あとは登録文化財になった〈日本工業倶楽部〉など、当時は建物の使い方を考えるというよりも、東京都のなかで、大規模再開発と保存をいかに両立させるかということで頭がいっぱいでした。三井本館は隣に〈三井タワー〉ができたおかげで重文として残せるようになりましたし、東京駅は隣接ではなくていくつかの場所に保存箇所を分散させています。とは言え、容積に対する開発との調整が精一杯で、建物のなかを使いやすくして、重文として成立させるというところまではいきませんでした。それが今、旧奈良監獄では監獄の独房を客室にするわけですが、これが客室にそのままなるわけではないので、三室を一つにすることなどがいろいろ検討されています。いくつか壁を抜いたり床を抜いたり。全部保存ではなくて、適宜改造を加えながらファシリティを変えて残していく、ということがついに始まったのが今の時代です。



2



1. トローブリッジ・アンド・リビングストーン〈三井本館〉  
1929年、東京都中央区 [提供：後藤治]
2. 辰野金吾〈東京駅〉1914年、東京都千代田区
3. 横河民輔〈日本工業倶楽部〉1920年、東京都千代田区  
[提供：後藤治]



# 保存活用計画を法制化する

文化財の活用を活発化させるため、文化財保護法が改正されて 2019（平成 31）年 4 月 1 日から新しくスタートします。その目玉が「保存活用計画」の法制化で、国が承認すると規制が緩和されて地方に権限が移り、施設利用時の許可や届け出を減らせるようになります。保存活用計画そのものは、1999（平成 11）年に指針ができていたので 18 年も前から始まっていました。考え方は極めて簡単で、残すべき場所をまず決め、それ以外のところに手を加えて活用しようというもの。残すべき場所とはたとえば景観上の重要性が高ければその外観、歴史の舞台になったところならそれが発生した場所など。その他の部分をなぜ変えなければいけないかというと、耐震補強、火事への対策、快適性の向上、バリアフリー化や省エネルギー化のためなどです。

## 文化財保護法の改正 / 2019 年 4 月 1 日施行

### ●地域における文化財の総合的な保存・活用

- ①都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の**大綱**を策定できる【第 183 条の 2 第 1 項】
- ②市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する**総合的な計画**（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、**協議会を組織**できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）【第 183 条の 3 第 1 項、同条第 3 項、第 183 条の 9】
- ③市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を**文化財保存活用支援団体**として指定できる【第 192 条の 2、第 192 条の 3】

### ●個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

- ①国指定等**文化財の所有者**又は**管理団体**（主に地方公共団体）は、**保存活用計画**を作成し、国の認定を申請できる【第 53 条の 2 第 1 項等】
- ②所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る【第 31 条第 2 項等】

### ●地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

### ●罰則の見直し

## 保存活用計画の策定

／文化庁：重要文化財建造物保存活用計画策定指針（平成 11 年）

### □保存活用計画 / CMP (Conservation Management Plan)

#### (1)価値の上で保存すべき箇所の特定

**保存箇所＝価値を形成する箇所**

例) 景観上の価値＝外観、歴史上の舞台・事件＝発生した場所

#### (2)性能確保等で変更が必要な要因・箇所の想定

**変更要因＝必要とされる性能要求**

例) 耐震性能、防耐火性能、快適性、施設利用上の要求、バリアフリー、省エネルギー 他

#### (3)可能な限り保存箇所以外で対応

+ 管理・活用計画、防災計画（耐震・防火等）、環境保全計画

イギリスでは文化財建造物の利用が進んでいます。文化財にはグレード 1、グレード 2star、グレード 2 という三段階があって、グレード 1 が日本の国宝級なのですが、イギリスでは国宝級でも増築しています。たとえばバース市の〈ミネラルウォーター病院〉はグレード 1 に指定されていますが、非常階段を外観に新しく取り付けました。病院として安全に使うための改造は認めるというわけです。日





〈Royal Mineral Water Hospital〉  
1738年、イギリス バース市

本の文化財もこのような考え方に転換しなければなりません。世界的にもそうした潮流です。

ニュージーランドのウェリントンには旧政府が使っていた木造四階建ての旧政府庁舎がありますが、今クイーンズランド大学の施設に転用されています。これは重要文化財でちゃんと保存活用計画（Conservation Plan）があるのです。そこには Cultural Significance という章があって、Use（使い勝手）、Cultural（文化的価値）、Authenticity（保存状況）、Heritage（歴史）の四つの観点で重要度を評価。改造は評価の低いところに手を加えてやろうというものです。それは東西南北の各外観と、各室内に分けて記述されるのです。また Conservation Policy といって、保存方法の章の中に External Requirements という外的要因で変更しなければならない事項が挙げられています。都市計画、バリアフリー、防火、機械設備、電気設備、耐震、利便性など。これを改善するために重要度の低いところを改造しようというものです。日本の保存活用計画も基本的にはこういうことなので、やっと日本も世界の先進国と並びつつあるというところなのです。

### ニュージーランド Government Buildings の保存活用計画

#### I. Cultural Significance

Use（使い勝手）／Cultural（文化的価値）／Authenticity（保存状況）／Heritage（歴史）について  
→価値を外観（方位別）、内装（部屋別）で、4/3/2/1/neg. の5段階評価

#### II. Conservation Policy

##### 5.5 External Requirements

##### 5.5.1 Town Planning

##### 5.5.2 Access for People with Disabilities

##### 5.5.3 Fire Safety

##### 5.5.4 Mechanical Services

##### 5.5.5 Electrical, Elevator and Phone Data Communication Services

##### 5.5.6 Earthquake Structural Risk Assessment

##### 5.5.7 Structural Options

##### 5.5.8 Covenants on the Buildings

アメリカは文化財を活用すると税制優遇があり、投資した分減税になるという制度がありますが、そのときに四つの基準のどれかにあてはめないとはいけません。文化財修理、伝統的な仕様を守りながら残していくという Preservation（修理）、昔失われたところを調査してもとの形に戻していく Restoration（復原）、完全になくなったところを再現する Reconstruction（復元）と、もう一つは改造を加え

### アメリカ内務省国立公園局による修復基準

(1) Preservation	修理
(2) Restoration	復原
(3) Reconstruction	復元（再現・再建）
(4) Rehabilitation	？
Rehabilitation = Adaptive Use/Adaptive Reuse	

ながら使っていく Rehabilitation。実は Rehabilitation に該当する日本の文化財用語がないのです、やっていないからない。これに該当する用語をこれからつくらなくてはいけなくて、このことが常識的に行われるようになることが大事です。特に近代建築にはこの Rehabilitation が必要です。

またドイツは国の法律ではなく各州に文化財保護法にあたる州法がありますが、そこではだいたい第一条か二条に文化財の建物はふさわしい「使い方」をしなければいけない、使わないと残らないというのがしっかりと書いてあって、公開しろということよりも先に「利用しなければ残りません」と書かれています。使いながら残すことにインセンティブ、公益性が認められる仕組みが法律で規定されることがとても大事だと思っていますところ。

法隆寺を増築しろなんて恐ろしいことは言いませんが、近代建築は改造してもいいのではないかと思います。なぜかと言うと、法隆寺はすごく慎重に調査をしなかったら、飛鳥時代の痕跡なんかあっという間に消えて誰もわからなくなる。完全に保存することで非常に丁寧な扱いで一枚ずつペールをはがすようにして価値を検証し残さなければいけない。これが近現代の建造物ではどうかと言うと、圧倒的にたくさん残っていて、それをすべて残せと言われてたら大変な話になり、従来のやり方だと莫大なコストがかかります。たとえば古い便所が残っていたとします。その建物で古い便所を残さなければいけないのか、他の建物にあるじゃないか、その建物で残さなければならぬ場所はもっと限られているのではないかと考えられます。もちろんたくさん残すことができればそれに越したことはありませんが、それは義務にすべきなのか？ 活用のために、どこはじってはいけませんということをつららかにするのが大事で、それ以外のところは少し裁量に任せていろんなことができるようにしたほうがいいのではないかとことです。ではどこを残すべきか？ 国宝級だったらかなり重要でしょうし、重要文化財だったらこのレベル、登録文化財だったらこう、というグレード分けするのも手です。とにかくこれからは使いながら残すことが大事です。

#### ■従来の文化財建造物

**大事な箇所を見つけて残す**／希少価値

古い建造物は後世の改造等が多い→どこが大事か判断しにくい・・・監視しないと大事な箇所が失われる恐れ

大規模修理時に**復元整備**

#### ■近代の建造物

**活用のために残す場所を決める**／良好に保存、改造等が少ない、類例の存在

残す部分を価値、保存状況、利用等から総合的に判断する必要がある

大規模修理時に**活用を促進**

## 対談＝後藤 治×松隈 洋

### 戦後建築を文化財に指定する動きが始まった

## 人がつないだ近代建築保存の流れ

**松隈** | 日本橋高島屋が重要文化財に指定されて10年目でこの高島屋史料館 TOKYO がつくられることになりました。まずはこの建物自体を紹介する展示の監修を担当させていただきました。私は2008（平成20）年から京都工芸繊維大学美術工芸資料館の館長を務めていて、そこに村野藤吾の資料がアーカイブされています。ご遺族から寄贈を受けた約五万点の図面がもともになっています。それらを整理しながらこれまで14回の展覧会をやってきたのですが、日本橋高島屋増築の仕事を取り上げることはこれまでありませんでした。数年前に高島屋の方から増築部分の確認をしたいということで図面閲覧の依頼を受け、僕も立ち会いながら一緒に見ていたら、驚いたことに村野が設計したものではない本館部分の図面も揃って入っていたんです。前館長の竹内次男先生はそれをわかっておられたのですが、必ずしも僕にすべてが伝わっているわけではなく、そこで初めてこんなにすごいものがここに入っていることを知ったんですね。ですから、高島屋史料館 TOKYO で展示しているものは初公開です。僕自身は奇跡だと思っていますが、まさに図面が里帰りをして、この場所で初めて公開されるという機会につながりました。後藤さんのお話を聞きながら、ものが残っていることも大事なんだけれど、図面が出てくることでも保存活用へのサイクルがつかれるんだなと感じました。

**後藤** | それはその通りです。たとえば社寺や民家は建てられた年代がわからないことがほとんどなんですね。でも年代がわかると、学術的な価値がグンと上がるんです。誰が作品をつくったのかわかるということだけでも価値は大きく上がる。そういう資料が見つかることによって、重文として評価されるようになるということはあります。重要文化財指定基準の各号(四)に「学術的価値の高いもの」とありますが、建築史家の太田博太郎先生は笑いながら「文化財はすべて学術的に価値が高いに決まっているんだから、この基準はいらないんじゃないか」とおっしゃっていました。ただなんでこの文言が入っているのかというと、おそらく今回の高島屋のような新発見に即時に対応するためなのではないか、というのが運用していた我々の意見です。ですから今でも資料の発見によって重要文化財にする、というような場合は(四)を使うときがあります。

**松隈** | 日本橋高島屋が重要文化財になったという話を聞いて一番びっくりしたのは、通常は文化財になった途端、凍結して一切手を触れてはいけないというのが常識なのですが、常に稼働している百貨店を重要文化財にしたということです。高島屋としても文化庁としてもかなりの決断だったのではないのでしょうか。

**後藤** | 1998（平成10）年に重要文化財に指定された三井本館ですが、この保存および街区再開発計画の設計を日本設計が担当しました。日本橋高島屋の今回のリニューアルに関わっていたのも実は日本設計で、三井本館で保存と活用がどのよ

うに両立したのかということを知っていたので、高島屋にも同様の手法が適応可能であるということを知っていたので、日本設計側からうまくつないでいただけという背景がありました。一つ蒔いた種が育っていったような事例だと思います。

**松隈** | 高島屋さんがこういうかたちで史料館やセミナーの場を提供しているのは、後藤さんにとっても大きな節目になっているのではないのでしょうか。

**後藤** | 節目と言いますか、ある種のつながりを感じますね。たとえば、明治生命館がなぜ重要文化財になったかという、その前に〈岩手銀行〉を重文指定していたことが大きかったです。そのころはまだ行政の指針がなかったので、保存活用計画を各物件と個別に議論しながら進めており、そんななかで初めて重要文化財指定を受けたのが岩手銀行です。明治生命の方は実は明治生命館を重文にすることにかなり否定的でした。ですが、一応情報を知りたいということで文化庁に来た時に、私が「ぜひ岩手銀行へ行行って話を聞いてみてください」とお伝えしたんです。そうすると明治生命の方が実際に岩手銀行へ行行ってくださって、「これならうちも乗れるかもしれない」とテーブルについてくださいました。

その後、1997（平成9）年に明治生命館が重要文化財に指定された際、NHKのニュースで「昭和建築として初めて明治生命館が重要文化財になりました」と流れたのですが、実は三井不動産の社内ではその翌週に三井本館の取り壊しを決意するための役員会を開く予定だったそうで、そのニュースを見た三井の方々に激震が走ったそうです。もともと、三井本館をなんとか残すべきだという意見の役員もそれなりの数がいたそうで、そのニュースが流れた瞬間に三井の担当者が明治生命に派遣され、話を聞きに行ったそうです。「今文化庁がちゃんとやってくれるなら、いけるのではないか」と明治生命の方から聞いて、そんな背景があって三井本館が重要文化財になったんです。ですから、近代建築保存の流れはつながっているんですね。

**松隈** | 明治生命館や三井本館は、歴史的な価値のある部分だけ残すという感じですが、東京駅や日本橋高島屋は、稼働している建物全体が重要文化財になっていて、そこでフェーズが変わったような印象があるのですが、その点についてはいかがですか。

**後藤** | 明治生命館や三井本館の場合は個別の折衝でルールになっていないんですね。担当者間の覚え書きみたいな感じです。しかし1999（平成11）年に保存活用計画の指針ができて、国も承認するという公的なルールになりつつあり、それ以前よりも建物を包括的に計画しやすくなったと感じます。

**松隈** | 今回の日本橋高島屋では、高橋貞太郎が設計した部分は戦前の建築ですし今まで重文指定されてきた建物に近い印象を受けますが、村野藤吾の増築部分も含めた全体を重文指定としたところに一つのチャレンジがあったのではないかと思います。

**後藤** | 1996（平成8）年に制定された登録文化財の登録基準と重要文化財の指定基準は表裏の関係にあります。登録文化財の基準は重文のものよりも間口が広く、重文は登録文化財の基準をすべて満たして当たり前なはずなので、登録文化



財の基準制定時に「建設後 50 年」という項目を入れたのです。戦後の建築は文化財と認めない傾向にありましたが、年限を入れることで戦後建築を対象にできるようにしました。これで戦後の増築部は評価対象にできます。また増築部は戦後建築の代表とまでは言えませんが、増築は百貨店の特徴だという論理で価値が説明されています。

**松隈** | 高橋貞太郎が存命中だったにも関わらず、増築部分を村野藤吾に依頼する日本生命側も相当な覚悟があったでしょうし、それを受けて立った村野藤吾もものすごく苦労して増築の部分のデザインを考えていた様子が、今回発見された図面から読み取ることができます。それが高橋と村野がタッグを組んだ建築全体に価値があるという判断に結びついたのでないでしょうか。

**後藤** | それはまさにその通りで、2009（平成 21）年以前に図面があったらもっと楽だったんですよ（笑）。当時は何人かでチームを組んで日本橋高島屋の調査をしていて、僕たちも直感的に村野の増築部分が良いということはわかるんですが、これをどうやって証明するのが難しかったです。松隈さんが村野の研究を始めたのは 2008（平成 20）年で、まだ村野について言及をしてくれる先生もなかなかおらず、どうしようかと思っていたら、昔から高島屋の増築部分を高く評価していた東大の大野秀俊先生に行き当たったんです。まるで神が降りてきたようでしたね（笑）。

**松隈** | このようにバトンがつながっていくこと自体が奇跡のようなのですが、一方でこういった形が一般化しないと残せるものも残せないのも、制度設計がこれからすごく大事になってきますよね。その制度設計を後藤さんたちが始められましたが、この 20 年はあまり進んでいないように思います。

**後藤** | そうですね、我々は活用を進めるために保存活用計画の制度をつくってきたのに、最近では文化財の破損調査のためにあるような傾向もあります。分厚い計画書になり手間がかかるので、2019（平成 31）年の法律改正に合わせて十分の一くらいの量でもいいのでは？と文化庁担当には言っているんですが、そこまで詳細な計画書を求めつつ、最後の一行に、何かやるときは文化庁のアドバイスを得ることと書いてある。まだまだ国の指導から独り立ちしていないのです。

**松隈** | ですからトップランナーが頑張らないと。その姿を見て周囲も動く。そういうサイクルが起きるといいなと思います。まだ戦後建築はなかなか文化財指定には至っていません。

**後藤** | 戦後の建物が文化財指定され始めた初期のころは盛り上がりました。でも少し経つと熱は冷めて動きも止まりました。そうすると次がやりにくくなってしまふ。今、近現代建造物の緊急調査を各県で行っていて、神奈川県と奈良県は終わっています。本当は来年 2020（令和 2）年くらいに神奈川と奈良で近現代建築の重要文化財指定が出てもおかしくないんです。大切なのは、重要なものがあればそれが戦後の建物でもすぐにアクションを起こすこと。アクションがなかったら、学会などを通じてどうしてやらないんだというメッセージを我々みんなが発していくことが大事です。

ちょうど私が文化庁に入ったころ、近世社寺建築調査を都道府県別に行っていたのですが、浄土真宗や曹洞宗の立派な建物がたくさんあるのに、文化庁はほとんど指定をしませんでした。なぜかというと、浄土真宗や曹洞宗の建物は全国にたくさんあるから、全国の調査が終わらないと指定できないと言うんですね。アクションに至りませんでした。

**松隈** | 誰かがどこかで基準をつくってくれるわけではなく、大事だと思っている人たちが少しずつ走りながら考えて、それがつなまって制度が後から付いてくるんですよね。

**後藤** | そうですね。ただ、外国には真逆の例もあります。イギリスでモダニズムの建築を評価しようという動きがあった時、イギリス中のモダニズム建築 2000 件くらいのリストをつくって、それを当時の文化遺産大臣に提出したら、当時のイギリスではモダニズム建築はイギリスの伝統建築を壊したものでそんなものを評価するのはおかしいと、2000 件くらい挙げたものが絞られて、結局 200 件程しか登録されなかったという出来事がありました。そういうことも起こり得るんですね。まあ 200 件もあれば大したもの、日本なんかまだ 2、3 件しかないんですけど (笑)。



## みんなで建築に愛着をもとう！

**松隈** | 建物ができた時の評価があれば、一方で時が経つなかで変化していく評価もありますよね。僕が面白いなと思ったのが、日本橋高島屋の戦後増築部分は、日本建築学会賞の候補になったものの、最終的には学会賞にならなかったんです。その時に学会賞をとったのが前川國男が設計した〈日本相互銀行本店〉。その後村野は高島屋の後に手掛けた名古屋の〈丸栄百貨店〉で初めて日本建築学会賞をとります。でも今では、学会賞をとった二つの建物は両方とも姿を消して、学会賞をとれなかったこの日本橋高島屋が国の重要文化財になっています。やはり固定的な評価ではなく、私たちがその都度建築の評価を捉え直していく必要がある

と感じます。みんなが良いと思うものに対して、ちゃんと手当がされるようなサイクルが動いて欲しい。

**後藤** | やはり、愛着をもたれることが大事だと思います。たとえば、昨年川越市の「時の鐘」がかなりの額をかけて耐震補強されたんですが、あれに対して税金の無駄遣いだと言った川越市民は恐らくいないんです。それくらい、川越のシンボルでみんなが愛着をもっている。かたやモダニズムの建築が、残すのは無駄遣いだと議会で言われてしまうのは愛着度の差が原因です。そういう意味で日本橋高島屋の場合は、お客さんも、所有されている高島屋さん側も建物に愛着をもたれているでしょうし、その思いが建物を残すための大きな要素になっていることは間違いない。あとは、周りから評価されるというのも所有者の意識を動かすのに役に立ちます。先ほど挙がった三井本館の場合も、重役のなかに三井のシンボルを壊すのに疑念をもった人がいたというのが大きいわけです。

**松隈** | 丹下健三が戦後に設計したものに〈香川県庁舎〉があります。2013（平成25）年に丹下健三生誕100年の展覧会を香川でやったんですが、準備段階で香川県庁職員の人たちがチームを組んで、当時庁舎の設計を担当した人や職人さんなど関係者にインタビューして記録誌をつくりました。会期中には勉強した職員さんたちがみんなでマニュアルをつくって、見学者向けのガイドツアーをやったんですね。自分たちの普段使っている建物の価値を、そこで働いている人たち自身が理解をして、それを人に伝えるという作業をすると、当然のことながら愛着が出てきます。これはあくまでも高島屋さんに対する僕の希望なんですが、今すでに愛着をもって働いておられる方も含めて、建物が保ってきた歴史や、どういう苦労でこの建物が維持されてきたのかということ、ここで働いている人たち全員が知っていると、それがだんだんとお客さんにも伝わるのではないかと思います。高島屋のように公共性の高い場所でそういった発信が始まると、たとえば東京に出てきた方がここに来て、ここで得た気づきをもち帰って自分たちの街を見直すというようなサイクルが生まれる可能性があるのではないのでしょうか。それくらいの発信力を日本橋高島屋はもっています。

**後藤** | 歴史的な建物を残したことが他の成功につながっていかないと、なかなか残っていかないと。古いものを残そうとするとき、そこにお金をかけることが税金の無駄遣いと言われがち。そのことを考え直す最高の例が〈道後温泉〉の本館で、道後温泉は道後湯乃町（現、松山市）が、廃藩置県の際にもともと藩の所有だったものを引き継いだ温泉です。ですが、その引き継いだ建物が老朽化し、何か対策をしなくてはならないとなった時に、ここにどのくらいの建物をつくるかということで議会が大紛糾するんです。道後湯乃町はお金もないし、そこそこの建物をつくって大衆温泉にすればいいんだと言っていたところ、当時の町長の伊佐庭如矢さんが「この建物をしっかりつくらないと道後湯乃町のアイデンティティがなくなってしまうのだから、お金かけて後世に残る建物をつくらなきゃいけない」という大演説をして、議会を説得して現在の建物ができたんです。今やこれは松山のシンボルですね。これは文化財と少し離れた話ですが、最近は建築にお金をかけない時代。そういう流れが日本の職人文化をなくしつつあるのを肌で感じます。建築にお金をかけて良い空間をつくったり、そういうことをもっと社会に知らしめる活動を我々建設業界の人間はやらなくてははいけない。文化財

もその活動の一つかなと思います。

**松隈** | 香川県庁舎でも保存の方法を考える際には、全面建て替えだとか、部分的な耐震でいいんじゃないかとかいろんな議論をしていましたが、検討委員の私がおその際に申し上げたのが、ガイドブックに載るような戦後の都道府県庁舎は全国にどれくらいあるのでしょうか、というお話です。香川県庁舎は香川のガイドブックに見開きで掲載されていて、それだけでもこの建物には別の価値が存在していると。金子正則知事が丹下健三を起用して、庁舎建築の典型となるものをつくったということも大事だし、高松の空襲で一帯が焼けてしまった戦後の復興時に、庁舎の建設をみんなが一つの拠り所にしていたということも大きいと思うんです。日本橋高島屋も恐らく、戦火を免れ、戦後復興の時期に村野に増築を頼んで、人々が戦後復興に立ち会う時の心の拠り所であったと思うので、それが今こうやってつながってきているのではないのでしょうか。僕は我が町自慢のように、街全体が動くようになるといいのになと思います。

先ほどの話に関連して。以前各都道府県の建築士会の人に、自分たちの県の自慢の戦後建築を出してくれというアンケートのようなものを取ったことがあって、そこでびっくりしたのは、和歌山県が戦後に建てられた鉄筋コンクリート造の和歌山城を出してきたんです。これを学術的にどう考えたらいいんだろうと、逆に難問を突きつけられたような出来事がありました。ただ、その県の建築士の人たちが、我が町自慢としてどの建築を出すのかを議論すること自体が大事だし、そういう動きが草の根的にあることのほうが、良い土壌を耕すことにつながるような気もしています。

**後藤** | 建物が建った時の経緯はすごく重要です。たとえば、岐阜県の郡上市に八幡城というお城がありますが、そこは大正の大火で町の北側が全部焼けてしまいました。その後 10 年かけて街並みを再建していくんですが、再建のゴールがほぼ見えてきた時に、当時の町長さんが復興が終わると景気が落ち込んでしまうと主張しました。それではまずいということで、復元ではなく天守閣の新築をやることにするんです。郡上は観光に力を入れていました。そういう意味でも歴史資料を読むと非常に素晴らしい町長さんの活動が見えてきます。ですから、その建物ができた時のストーリーをしっかりと掘り起こして、単純な建築的価値ではなく歴史的な事実や事件とセットにすることによって、建築の価値に深みが出ます。

**松隈** | こういう展示をするたびに感じるのが、設計者はもうこの世にはいないわけですけど、残された図面や資料も合わせて過去と対話することが大切だということ。過去があるから私たちがここにいるんだと確認することが街にとって一番大事な気がします。



## 保存活用で問われる設計者の力量

**質問者** | これからは凍結保存ではなくて、保存＋活用が大事だというお話でした。そうすると残っているものに対して新しい機能の追加、増改築などいろんな手が加わりますが、そのときにこれまでの価値を保つためには設計者の力量というのが非常に重要になってくると思います。その辺りの担保についてはどのようにお考えですか。

**後藤** | 今、建築士会のほうでヘリテイジマネージャー養成講座というものをやっています。教育は結構重要です。日本の場合には残念ながら保存教育などをやっていないので、現在は建築士会がそういったことをやっています。それは各国さまざま、アメリカだと大学院にコンサベーションのコースがあったり、フランスだと国立文化財研究所がやっているシャイヨー校に専門のコースがあって、そこで履修した人でないとやれないという仕組みがあったりします。そういう教育や研修を受けた設計者が関わることを一つの要件にしていくというのが大事なことだろうと思います。あともう一つは、国宝とか重文とか税金を使う比率が高くなればなるほど、第三者オピニオンを入れてやっていくようにするというのも重要です。

**松隈** | 新しく発見された価値に対してどのくらい柔軟に正しい対処をするということが大事。それを評価する近代建築の研究者の数が、ちゃんと育成できているのかとそこが一番気にはなります。また建物の価値を判断するときに必要な設計図面や資料が失われつつあることも気がかりです。一枚の図面がその建物を救うかもしれない。研究者と資料、その両輪が社会のなかで活かされるべきです。

**後藤** | 日本では改修より新築のほうが安いと思っている人が多いんだけど、一般的に改修のほうが安いです。ですから、使われていない建物の有効活用はせざるを得ないし、どうせやるなら建物もっている価値を残しましょうというふうになるんじゃないかなと思ってます。地方都市はそれをやるとあと10年くらいで東京に差をつけられるんじゃないかと思っています。

**質問者** | 行政の建物であれば納税者や住民といった立場から関与することができますが、民間の建物に市民はどのように関わっていいのか、何かお考えはありますか。

**後藤** | 民間のものに関しては、自分も今経営をやっているからわかるんですけど、残しやすい仕組みというか、制度の組み立てがやっぱり大事です。資産にカウントしやすい税制があるとか。残念ながら日本は先進諸外国に比べると特に税制面は遅れていて、歴史的なものに優しくないので、そこはどんどん直していくよう努力しなくてはならないと思っています。